第１　事 業 計 画 総 括

１　法人の経営

（１）社会福祉事業団をめぐる動向と対応

①　生活保護基準等の見直しについて

生活保護基準は５年おきに社会保障審議会生活保護基準部会において検証され、その結果が基準額に反映されている。昨年 12 月８日、厚労省は生活扶助基準について水準均衡方式による検証を行い、年齢・世帯人員・居住地域別の３要素が消費実態と乖離しているとして、最大で１割を超える削減となる原案を示した。基準部会では、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」との指摘があり、12 月 22 日に示された案では、多人数世帯や都市部の単身高齢者世帯等への減額影響が大きくならないよう、減額幅が計算上５％を超える場合は一律５％に抑えた見直しとなった。さらに、激変緩和措置として、平成 30 年 10 月から３年間の段階的実施とされた。

この見直し案では、１級地の 50 代単身世帯は、現行８万円が今年 10 月には 7.9 万円となり、平成 32 年 10 月には 7.6 万円となる。政府はこの見直し案を平成 30 年度予算に盛り込んでおり、平成 29 年度内の成立を目指している。

事業団の平成 30 年度予算では、こうした生活扶助基準見直しによる更生施設の入所保護基準への影響額が示されていないため、平成 29 年度の入所保護基準額である 66,680 円を措置費収入として計上している。しかし、生活扶助基準見直しの影響は避けられず、今年 10 月の改定額を見た上で、特人厚と協議し補正予算など必要な対応を取っていく。

②　路上生活者に関係する報告書

事業団は昨年４月から特人厚からの受託事業として、従来の自立支援センターを経ないで直接路上からアパートで生活することを目指す「居住支援事業・見守支援事業」を実施している。この事業は２年間のモデル事業として実施するもので、第１ブロックで年間８人を路上からアパート生活につなげ、最長で１年半に渡って支援するものである。

平成 30 年度も引き続き実施し、東京都・特別区はその結果を検証し、特別区全ブロックで実施するかどうか判断することになっている。

一方、国と都から路上生活者の実態に関する二つの報告書が発表された。

◆平成 29 年９月 29 日　厚労省「ホームレスの実態に関する全国調査」結果

この調査は５年毎に実施されるもので、平成 28 年 10 月に事業団も協力して行った路上生活者への全国一斉の面接調査の結果である。主な結果としては、平均年齢は 62 歳と高齢化し、路上生活期間も長くなっている。10 年以上に及ぶ者が 35％で、1 年未満も 22％であった。

また、９割の人が巡回相談員に会ったことがあるが、相談した人は５割のみ

であり、また７割以上が自立支援センターを知っているが、利用者は 15%に止まっているという結果だった。

◆　平成 30 年１月 29 日　東京都福祉保健局「ネットカフェ利用調査」※

平成 28 年 11 月から 29 年１月にかけて、都内の 24 時間営業のネットカフェ・漫画喫茶等 502 店を対象にした調査で、222 店から回答があった。

オールナイト利用者 946 人のうち、約 26%が「居住がなく寝泊りするため」に利用し、年代では 30 代、50 代が多く、７割がアルバイト・パート・派遣労働者で不安定な働き方をしていた。

都は平日に泊まる人が約 15,300 人と推計、うち住居のない人は約 4,000 人と算出している。さらに住宅の無い人への聞き取り調査では、半数近くが路上でも寝泊りすると答えている。

※正式には「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書」

この二つの調査からは、「ネットカフェ難民」といわれる人たちが、路上生活者の予備軍になっていること、一度路上生活になると福祉制度等を使って抜け出すことが難しいことが見えてくる。路上生活者への支援に取り組む上で、貴重な調査報告である。

③　特別区の児童相談所設置に向けた動き

改正児童福祉法が平成 29 年４月１日に施行され、特別区は「準備が整った区から順次、児童相談所の設置を目指す」ことになった。まず世田谷区、荒川区、江戸川区の３区は、平成 32（2020）年度の開設に向けて準備を進めており、港区、文京区、中野区、豊島区、板橋区の５区も平成 33（2021）年度開設を目指している。こうした中で、江戸川区は昨年 11 月に区有地を活用した児童養護施設の整備・運営事業者の公募を行った。平成 33 年４月を目途に事業を開始するとし、応募資格としては、１年以上の児童養護施設運営実績が必要とされている。

事業団は長期計画の中で、特別区の児童福祉分野へのニーズに対して十分な時間をかけて調査し、ニーズ内容を把握することとしている。児童福祉分野の支援は母子生活支援のノウハウとは大きく異なるため、事業団内で児童福祉分野の経験を蓄積する取組が必要となる。さらに、専門職の確保策や施設運営の習得なども大きな課題であり、児童福祉施設の実情把握に積極的に取り組む。

④　厚生施設等のあり方検討会への対応について

平成 29 年度から特別区福祉主管部長会のもとで、「厚生関係施設等のあり方検討会」が始まっている。検討項目は、更生施設・宿所提供施設・宿泊所のあり方、施設利用者の入所調整業務のあり方、さらには女性施設相互の協力のあり方など幅広い検討が行われている。

事業団の施設運営だけでなく、法人経営にも大きく影響が及ぶもので、厚生部から検討会の協議状況について情報提供を受けながら、施設運営の立場から積極的に協力していく。

（２）法人の重点目標

事業団は昨年９月、港区のカナルサイド高浜から江東区の新塩崎荘に仮移転した。仮移転の６年間に「長期計画･人材育成計画」実現の道筋を固める必要がある。「利用者支援の充実・強化」、「新たな自主事業の取組」、「総合的な人事管理」等の取組をとおして、事業団の組織・職員全体の力量をさらに高めていく。

① 長期計画・人材育成計画に基づく実施計画の着実な実施について

ア 新規事業の取組（グループホーム、就労支援継続Ｂ型事業等）について

・昨年３月に策定した「長期計画・人材育成計画」について、所長会の下に実施計画策定検討会を設け、平成 29 年度から３年間の取組をまとめた。

・長期計画では、就労継続支援Ｂ型事業所は平成 31 年度開設、障害者総合支援法に基づくグループホームは平成 32 年度開設とされている。しかし、Ｂ型事業所の開設について、特人厚との調整によって平成 31 年度開設の見通しが立たない場合には、グループホームの開設を１年前倒しし、平成 31 年度に新宿区内に開設することを目指す。

・この場合には、平成 30 年度中にグループホーム開設準備室を発足させるとともに、Ｂ型事業所の新たな候補地を早急に検討し、平成 32 年度開設を目指す。

イ 児童福祉施設・事業への参入に向けた準備について

・特別区は平成 29 年４月に施行された改正児童福祉法により、５年後を目途として児童相談所が設置できるようになった。現時点では、荒川区、世田谷区、江戸川区が設置に向けて具体的な準備を進めているが、いずれ他の区でも動き出し、児童福祉分野のニーズが拡大していくことが想定される。

・長期計画では、平成 31 年度から児童養護施設の開設検討の予定となっている。しかし、事業団は母子生活支援の経験・ノウハウはあるが、児童養護のノウハウは持っていない。特別区のニーズに的確に応えられるよう、必要となる人材の計画的な育成及び確保、施設運営のノウハウの習得など、具体的な検討に着手する。

・児童福祉関係施設への職員派遣、さらにショートステイ事業の試行実施など、つながりの深い特別区や関係団体との調整・検討も進めていく。

ウ 利用者支援にかかる既存事業の充実について

○ 利用者支援会議の開催

・支援が困難化する利用者支援の課題解決及び各施設での支援向上を図ることを目的とした利用者支援会議を開催し、会議の結果は全職員にフィードバックしていく。

○ 「ヒヤリ・ハット」・事故報告の分析・検証

・施設現場における「ヒヤリ・ハット」や実際に起きた事故報告を事業団全体で共有化し、その内容についても分析・検証し、事故防止に努める。

○ ボランティアの活用

・各施設単位で協力してくれているボランティアを、事業団全体でも活用できるよう、ボランティア情報の共有化に取り組む。

エ　総合的な人事管理制度の整備について

・長期計画と同時に策定された「人材育成計画」では、職員に求められる基本姿勢を基に現状分析と課題を整理している。そして、「組織が職員を育成し、職員が組織を創る」という、職員育成と組織貢献を結びつけた総合的な人事管理制度の構築が示された。

・その中の一つのポイントが「キャリアパス制度」で、組織としては、「中長期的な育成計画により、職員が組織内で身に着けておくべき経験やその順序」を意味する。職員個人にとっては、「将来達成するべき自己の職務イメージに向けて、経験を積んでいくべき順序、計画」となる。

・平成 30 年度は所長会・経営管理課が中心となって、既存の人事制度を整理し、ライン、スタッフの「コース制度」と「等級制度」を軸に、ジョブローテーションを含めた「キャリアパス制度」の構築を目指す。

②　会計監査人導入の準備及び内部管理体制整備について

・改正社会福祉法の下で法人のガバナンス強化、財務規律の確立を目的として、会計監査人の監査が義務付けられた。事業団は収益 20 億円を超える法人として、平成 31 年度から義務付けられ、平成 31 年度決算から会計監査人の監査を実施する。

・会計監査の実施範囲は、法人単位の計算書類及びそれに対応する付属明細書の各項目であるが、これらが各拠点区分別の積み上げであるため、必要に応じて、拠点区分別の書類も確認の対象となる。

・会計監査人監査のスケジュールは、平成 30 年度の早い時期に候補者を選定し、予備調査、改善期間を経て、平成 31 年度の定時評議員会にて選任し監査契約締結となる。

・併せて、平成 31 年度からは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会に諮り、この方針に基づき規程の策定等を行う必要がある。

・このため、平成 30 年度にはこの基本方針案を作るため、内部管理体制の現状把握を行って取り組むべき課題を明らかにしていく。

③　厚生施設・居室管理システムの更新について

・このシステムは、平成９年 10 月に事業団に開発部会が設けられ、翌 10 年３月に開発方針が決定されたもので、平成 10 年９月にシステムテストを実施し、12 月に更生施設版、11 年２月に宿提・宿泊所版が稼動した。

・その後、平成 16 年にＯＳを WindowsＮＴから 2000 に更新し、平成 24 年 12 月には、宿提・宿泊所版を更新している。更生施設の統計情報は厚生部が開発したＡＣＴ版を使用していたが、平成 25 年 10 月に問題が多く、厚生部は継続使用しないことを決めた。これを受けて、事業団では従来の居室管理システムを更生施設でも安定運用するため、急遽、統計ソフトを更新し機器も最新型に

取り替えた。

・しかし、平成 29 年３月、保守委託業者から、統計ソフトの仕様の変化等から平成 30 年度を以って保守対応を終了したいとの申し入れがあった。居室管理システムは、更生施設、宿提・宿泊所の業務支援ソフトであり施設運営に欠かせないツールとなっている。システム内容、開発業者、必要経費など慎重に検討を進め、平成 31 年度稼動を目指す。

（３）事業団運営の取組

事業団の経営管理という観点から、平成 30 年度の目標をまとめた。

①　総合的人事管理制度に基づく人事システムの構築について

・「人材育成計画」に示された、総合的な人事管理制度を具体的に進めていくためには、本人のキャリアプランとともに、人事評価、研修、配属等の履歴を適切かつ包括的に管理することが必要となる。

・しかし、現在はそれぞれの記録が別々に管理されている状況で、適切な人事管理を可能にする職員人事ファイルとはなっていない。個人情報保護、データ管理等に十分な配慮を払いながら、人事システムの構築を目指す。

②　事業団創立 30 周年（平成 32 年度）記念事業の検討について

・事業団の発足は平成２年 12 月であり、既に四半世紀に及ぶ社会福祉の歴史を刻んできた。事業団には、特人厚、特別区、東京都と連携し、多くの先輩職員とともに生活困難者を支えてきた自負がある。こうした観点にたって、創立 30 周年という節目の記念事業のあり方について、検討に着手する。

（４）理事会・評議員会の開催及び監事監査の実施等

①　理事会・評議員会の開催

月	理事会（予定議題）	評議員会（予定議題）
4月	第１回理事会 ・新評議員の推薦 ・29 年度下期の業務報告等	
6月	第２回理事会 ・29 年度事業報告、決算・監査報告 ・定款の変更 ・会計監査人選定基準	定時評議員会 ・29 年度事業報告、決算・監査報告 ・30 年度事業計画・収支予算の報告 ・定款の変更
11月	第３回理事会 ・30 年度上期の業務報告 ・31 年度法人の重点目標等	
2月	第４回理事会 ・31 年度事業計画・収支予算案	
3月	第５回理事会 ・補正予算案 ・施設長の任命等	

※このほか、必要に応じて臨時会を開催する。

②　監事監査の実施

５月の決算監査、11 月及び１月の中間決算監査を中心に随時、監事監査を実施する。

③　評議員選任・解任委員会の開催

評議員に欠員が生じた場合は、理事長の招集のもと、委員会を開催する。

（５）法人の規模と組織

①　規模

・平成 30 年度の受託施設（指定管理者）は、更生施設６施設、宿所提供施設５施設及び宿泊所２施設の計 13 施設（12 事業所）である。

・指定管理者制度以外では、路上生活者対策事業として自立支援センター１施設（新宿寮）を受託している。

・事業団自主事業は、更生施設塩崎荘、母子生活支援施設のぞみ荘及び障害福祉サービス事業みのり舎の３事業である。（P21「事業団運営施設等一覧」参照）

・保護施設通所事業については、更生施設７施設全てで実施する。

・厚生関係施設のサービス水準の向上を図る「包括的施設支援事業」を、引き続き特人厚より受託している。
・新宿区「地域生活安定促進事業」、「宿泊所等入所者相談援助事業」及び江東区「生活自立支援事業」、「就労準備支援事業」を平成 30 年度も引き続き受託し、実施する。更生施設塩崎荘で「江東区就労支援センター」として事業実施する就労準備支援以外は、各区の福祉事務所内で実施する。
・平成 30 年度より、江東区「まなびサポート事業」を新規受託する。
（P22「受託等事業一覧」参照）。

② 職員数

・平成 30 年度の職員配置計画総数は、常勤職員 160 人（事務局本部を含む、対前年度比１人増）、非常勤職員・パート職員 89 人（対前年度比２人減）で、計 249 人（対前年度比１人減）とする。
（P24「平成 30 年度職員配置計画」参照）

③ 所長会・寮長会・主査会

・定例諸会議として所長会、寮長会及び主査会を開催し、日常的な事業の執行管理、情報共有を図る。また、経営改善や事務事業の見直し等の課題に取り組む。
＜定例開催＞
－所長会・・・・・・毎月開催　※総務部会も毎月所長会の前に開催
－寮長会・・・・・・隔月開催
－主査会・・・・・・隔月開催
＜随時開催＞
－専門部会
・所長会の下に各種検討 PT・委員会を設置し、主査・寮長・主任も含め、事業団全体の課題について検討を行う。
◇　主な検討ＰＴ・委員会
－実施計画推進検討会
※支援手引の改訂、OB･OG 事業の制度化、予算執行管理の検証等含む
－事例発表会運営委員会
－情報技術検討部会
－安全衛生委員会、ハラスメント対策委員会、次世代育成支援対策委員会
－広報活動ＰＴ、長期利用者退所促進ＰＴ
－（新規）人事管理制度検討会、利用者支援向上会議、施設安全･事故防止会議

２　厚生関係施設等の事業運営

（１）更生施設

①　更生事業全般

・「更生施設自立支援プログラム」を活用し、実施機関と連携して、利用者の主体性を尊重した自立支援計画の作成、計画に基づく丁寧な支援を行い、目的達成率の向上を図る。また、改訂版「事業団運営施設 利用者支援の手引き」に基づき、日常業務のレベルアップを進める。

・アパート借上事業、保護施設通所事業及び事業団の自主事業である障害福祉サービス事業所みのり舎を利用し、利用者の地域生活への定着を図るとともに、施設の退所を促進し、利用率を向上させる。

・宿所提供施設・宿泊所が実施している社会復帰促進事業を活用し、就労自立、地域生活に向けた支援を行う。

＜更生施設　年間新規入所受入見込数＞

施設名	定員 A(人)	平成30年度目標		平成29年度実績(見込)		平成29年度目標	
		年間入所見込 B(人)	新規利用率 B／A(%)	年間利用見込 C(人)	新規利用率 C／A(%)	年間利用見込 D(人)	新規利用率 D／A(%)
塩 崎 荘	100	100	100.0	115	115.0	96	96.0
本 木 荘	50	70	140.0	62	124.0	75	150.0
けやき荘	30	45	150.0	45	150.0	45	150.0
淀 橋 荘	70	95	135.7	96	137.1	95	135.7
千駄ヶ谷荘	60	110	183.3	103	171.6	110	183.3
新塩崎荘	100	120	120.0	100	100.0	150	150.0
しのばず荘	100	130	130.0	121	121.0	155	155.0
合　計	510	670	131.3	642	125.8	726	142.3

②　保護施設通所事業

・更生施設の機能を活用し、退所者等の施設への通所や居宅への職員の訪問により、利用者が地域で自立した生活を安定的に継続できるよう支援する。

・施設の食事・入浴・洗濯などの機能を提供するだけでなく、所内作業や行事などのプログラムに参加を促す。また、訪問や電話による相談を積極的に行い、利用者の状況を把握し、生活に寄り添った支援を実施する。

＜保護施設通所事業　実施定員等＞

施設名	定員（人）		平成 30 年度目標		平成 29 年度実績（見込）		平成 29 年度目標	
	通所（人）	訪問（人）	通所（人）	訪問（人）	通所（人）	訪問（人）	通所（人）	訪問（人）
塩 崎 荘	35	0	35	0	35	0	35	0
本 木 荘	23	2	23	2	22	1	22	3
けやき荘	14	1	14	1	14	1	14	1
淀 橋 荘	33	2	33	2	24	1	33	2
千駄ヶ谷荘	27	3	27	3	27	3	27	3
新塩崎荘	35	5	35	5	28	3	30	10
しのばず荘	35	5	35	5	30	10	30	10
合　計	202	18	202	18	180	19	191	29

③　福祉事務所との連携

・各区の福祉主管部長及び福祉事務所所長を対象とした施設見学会を行う。

・更生施設を中心に、ブロック単位でのケースワーカーを対象とした施設運営状況の説明会を開催するとともに、福祉事務所のニーズ把握に努め利用を促進していく。また、福祉事務所職員の参加促進のため、あらかじめ説明会の年間計画を示す。

④　緊急対応枠、アパート借上事業、アフターフォロー事業

・緊急対応枠は、福祉事務所からの要望に迅速に応えられる体制を整える。男性単身施設では、主に地元区の福祉事務所からの依頼に基づき、概ね１ヶ月間を利用期間として実施する。女性単身施設のけやき荘では、緊急一時保護事業として１ヶ月間を利用期間として実施する。

・アパート借上事業は、居宅における自立した生活の訓練が必要な利用者に対し、更生施設がアパートを借り上げ、貸与する事業である。施設本体・通所事業及びアパート借上事業の三事業が相互に連動し、効果的な地域生活訓練及び事業利用促進に結び付けていく。

・アフターフォロー事業は、施設退所者を対象としたOBまたはOG支援事業といわれる独自事業である。地域生活で直面する課題に寄り添い、緩やかに地域に移行できるよう柔軟な支援を展開する。

⑤　一時入所事業

・通所事業利用者が、地域生活において精神的に不安定となり支援が必要とされた場合、短期的に施設で受け入れ、状態の安定をめざす事業である。この他に、精神科病院に入院中の患者が退院後の施設入所を前提とし、入所前の生活訓練としてこの事業を利用できる。

（２）宿所提供施設

①　宿所提供施設事業全般

・宿所提供施設は、現在では緊急一時保護（原則３か月、最長６か月）に特化し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力や虐待からの逃避世帯や精神疾患を持つ世帯等に対して、きめ細かい支援を行う。

・これらに適切に対処するため、福祉事務所や公的相談機関、医療機関との密接な連携、ボランティアの積極的な受入れ等、社会資源の有効活用を図っていく。

・利用率が低下している現状については、ブロックの更生施設と連携してケースワーカーを対象とした施設運営状況の説明会を開催するとともに、福祉事務所のニーズ把握に努め利用を促進していく。

＜宿所提供施設　年間新規入所受入見込数＞

施設名	定員 A(世帯)	平成30年度目標		平成29年度実績 (見込)		平成29年度目標	
		年間入所見込 B(世帯)	新規利用率 B／A(%)	年間利用見込 C(世帯)	新規利用率 C／A(%)	年間利用見込 D(世帯)	新規利用率 D／A(%)
西新井栄荘	32	95	296.8	90	281.2	100	312.5
葛 飾 荘	40	80	200.0	77	192.5	80	200.0
小豆沢荘	45	125	277.7	110	244.4	135	300.0
千 歳 荘	38	76	200.0	66	173.6	84	221.0
淀 橋 荘	27	90	333.3	80	296.2	90	333.3
合　計	182	466	256.0	423	232.4	489	268.6

②　緊急一時保護事業

・罹災、立ち退き、家族の暴力、離婚、遺棄等の切迫した状況にある者を受け入れ、原則３ヶ月で退所し地域生活に移行できるよう、福祉事務所や退所先の施設と連携を密にし、利用者を支援する。

③　社会復帰促進事業

・更生施設を退所後、更に個別の自立訓練が必要な利用者を対象に概ね６ヶ月を限度に、社会生活に必要な金銭管理、自炊訓練、就労支援等を実施する。葛飾荘で５室を確保し、更生施設と連携し利用を促進する。

（３）　宿泊所

①　宿泊所事業全般

・平成 29 年 6 月に宿泊所綾瀬荘が開設、12 月末に宿泊所高浜荘が建替え工事のため休止となった。新幸荘では、平成 30 年度より第２棟の改修工事が行われることから、厚生部と協力し対応していく。

・宿所提供施設と同様に、ブロックの更生施設と連携してケースワーカーを対象とした施設運営状況の説明会を開催するとともに、福祉事務所のニーズ把握に努め、利用を促進していく。

＜宿泊所　年間新規入所受入見込数＞

施設名	定員 A(世帯)	平成 30 年度目標		平成 29 年度実績（見込）		平成 29 年度目標	
		年間入所見込 B(世帯)	新規利用率 B／A(%)	年間利用見込 C(世帯)	新規利用率 C／A(%)	年間利用見込 D(世帯)	新規利用率 D／A(%)
新幸荘	40 （平成 30 年度）	85	212.5	－	－	－	－
	66 （平成 29 年度）	－	－	130	196.9	130	196.9
綾瀬荘	34	100	294.1	53	155.8	126	370.5
合　計	100	185	185.0	183	183.0	256	256.0

②　緊急一時保護事業

・緊急一時保護事業の中でも、非保護世帯の入所が多い宿泊所では、短期間での転宅資金の確保も求められ、必要に応じた各種福祉サービス窓口の紹介等の支援が欠かせない。それぞれの世帯の事情に応じた速やかな支援を実施する。

③　社会復帰促進事業

・現在、新幸荘５室、綾瀬荘４室で合計９室が確保されている。宿所提供施設と同様、更生施設と連携し利用を促進していく。

（４）路上生活者対策事業　自立支援センター「新宿寮」

・生活困窮者自立支援法に基づき、路上生活者を対象に「巡回相談事業」、「緊急一時保護事業」、「自立支援事業」、「地域生活継続支援事業」、「居住支援事業」を実施する。居住支援事業は、平成 29 年度からモデル事業として開始し、長期路上生活者を対象に借上げアパート等を利用し、路上生活から直接地域生活等に脱却を図ることを目的としている。

＜新宿寮　利用見込等＞

区　分		定員 A(人)	平成 30 年度目標		平成 29 年度実績 (見込)		平成 29 年度目標	
			年間入所見込 B(人)	新規利用率 B／A(%)	年間利用見込 C(人)	新規利用率 C／A(%)	年間利用見込 D(人)	新規利用率 D／A(%)
緊急一時保護		25	240	960.0	234	936.0	240	960.0
自立支援事業	施設支援	45	192	426.6	193	428.8	192	426.7
	自立支援住宅	30	108	360.0	93	310.0	108	270.0
居住支援事業		8	16	200.0	16	200.0	－	－

※（自立支援事業）自立支援住宅については、平成 30 年度より 10 室減となった。

（５）母子生活支援施設「のぞみ荘」

・「母と子双方のニーズを踏まえた家族の関係を育む支援」、「地域で生活するための力を育てる支援」、「退所後の地域生活継続に向けた支援」を柱に、子どもの人権を尊重し、共に子育てをしていくための支援、キャリアアップするための支援、就労継続等の支援を展開していく。

＜のぞみ荘　年間新規入所受入見込数＞

区分	定員 A(世帯)	平成30年度目標		平成29年度実績 (見込)		平成29年度目標	
		年間入所見込 B(世帯)	新規利用率 B／A(%)	年間利用見込 C(世帯)	新規利用率 C／A(%)	年間利用見込 D(世帯)	新規利用率 D／A(%)
一　般	20	12	60.0	12	60.0	12	60.0
緊急保護	2	12	600.0	12	600.0	15	750.0
罹　災	2	8	400.0	3	150.0	8	400.0
合　計	24	32	133.3	27	112.5	35	145.8

※港区と新宿区の相互利用枠の１室については、平成30年度より解消された。

（６）障害福祉サービス事業「みのり舎（や）」

・平成24年度から障害福祉サービス事業所を事業団自らが設置し、事業を開始した。就労継続支援（B型）では、疾病や障害で一般就労が困難な方に対して働く場を提供し、就労意欲や社会生活力の向上を図る。自立訓練（生活訓練）では、地域での生活力や対人関係の維持向上を目的としたプログラムを提供する。指定特定相談支援事業（計画相談支援）は、利用者のサービス等利用計画を策定し、総合的な相談支援に取り組んでいる。

＜みのり舎（や）　年間支援見込数＞

区　分	定員 (人)	平成30年度目標		平成29年度実績 (見込)		平成29年度目標	
		人数	利用総人数	人数	利用総人数	人数	利用総人数
就労継続支援 (B型)	20	34	4,700	31	4,500	36	4,700
自立訓練 (生活訓練)	6	9	550	7	450	10	700
計画相談支援	―	30	55	20	36	30	56

（７）包括的施設支援事業

・包括的施設支援事業は、特人厚の全ての厚生関係施設（更生施設、宿所提供施設）を対象とした施設利用者及び退所者の自立のための支援並びに施設サービスの向上を図るための事業（通称「バックアップセンター事業」）である。事業の多くは、事業団がその時代の福祉ニーズに即して、先駆的に実施してきたものである。

・特人厚からの受託事業であり、経営管理課分室を拠点に事業を展開している。

（８）福祉事務所サポート事業

①　新宿区地域生活安定促進事業

・本事業は、区内の生活保護受給中の元路上生活者に対し、家庭訪問や関係機関への同行支援、簡易宿泊所等からのアパート転宅支援を行うものである。

・平成 29 年度から事業開始した「宿泊所等入所者相談援助事業」とは、対象利用者の課題が重複する部分もあり、連携を密にして支援を進める。

＜新宿区地域生活安定促進事業　年間支援見込数＞

区　分	定員（人）	平成 30 年度目標	平成 29 年度実績（見込）	平成 29 年度目標
		利用総人数	利用総人数	利用総人数
利用者数	300	240	180	300
居宅・関係機関訪問同行数	―	650	530	800

②　新宿区宿泊所等入所者相談援助事業

・本事業は、平成 29 年度に新宿区から新規受託した事業である。区内の宿泊所等入所者で生活保護受給者を対象とし、訪問や面談、電話による相談支援、関係機関への同行支援、アパート転宅支援を実施する。

・ 居宅での地域生活とは異なった課題を抱えている入所者に対し、その課題を整理し、福祉事務所、関係機関、近隣の更生施設と連携し、支援に取り組んでいく。

＜新宿区宿泊所等入所者相談援助事業　年間支援見込数＞

区　分	定員（人）	平成30年度目標	平成29年度実績(見込)	平成29年度目標
		利用総人数	利用総人数	利用総人数
利用者数	50	70	60	―
来所・電話等相談、訪問、同行数	―	2,000	2,000	1,560

③　江東区生活自立支援事業・まなびサポート事業

・生活自立支援事業は、江東区からの受託事業で、区内在住で精神疾患等により居宅の生活に様々な課題を抱えている被保護者に対して、医療・保健・福祉等の社会資源を有効活用し、課題を解決しながら居宅生活の維持・向上を目指した支援を行う。

・まなびサポート事業は、平成30年度に江東区から新規受託した事業で、生活困窮家庭の児童・生徒を対象に、福祉事務所からの支援依頼により、家庭訪問や面接を実施し支援方針を定め、子どもの居場所作り、ボランティアを活用した学習支援等を実施する。

＜江東区生活自立支援事業　年間支援見込数＞

区　分	所管	平成30年度目標	平成29年度実績(見込)	平成29年度目標
		利用総人数	利用総人数	利用総人数
支援ケース数	保護第1課	70	75	60
	保護第2課	45	50	40
延べ支援数	保護第1課	1,400	1,400	1,400
	保護第2課	1,400	1,400	1,400

④　江東区生活保護受給者等における就労準備支援事業

・本事業は江東区からの受託事業で、稼働年齢層の生活保護受給者及び生活困窮者に対し、就労に必要な基礎的能力の習得を目的とした就労準備支援を実施するもので、更生施設塩崎荘内の「江東区就労支援センター」で取り組んでいる。

＜江東区就労準備支援事業　年間支援見込数＞

区　分		定員（人）	平成 30 年度目標	平成 29 年度実績(見込)	平成 29 年度目標
			利用総人数	利用総人数	利用総人数
延べ支援対象者数		60	70	80	90
プログラム等実施数	セミナー実施	－	400	400	300
	就　労　体　験	－	80	50	240
	支援通信発行	－	12	12	12

（９）地域貢献事業

・各施設で地域の特性に応じて様々な地域への貢献、交流事業を行っている。今後も地元町会や住民の意見を大切にし、地域に根ざした施設運営を行っていく。

	施　設　名		事　業　内　容
主な地域還元事業	更生施設	本木荘	利用者 OB 支援事業、公園清掃、地域食事会、施設周辺の清掃活動
		けやき荘	利用者 OG 支援事業、地域開放室の利用開放、住民参加行事の実施
		淀橋荘	利用者 OB 支援事業、住民参加行事への参加、施設周辺の清掃活動
		千駄ヶ谷荘	利用者 OB 支援事業、AA 開催場所の提供、施設周辺の清掃活動
		新塩崎荘	利用者 OB 支援事業、住民参加行事の実施、近隣福祉施設向け給食サービスの実施（塩崎荘と合同）、施設周辺の清掃活動
		しのばず荘	住民参加行事の実施、公園清掃、施設周辺の清掃活動
		塩崎荘	AA 開催場所の提供、地域開放室の利用開放、住民参加行事の実施、近隣福祉施設向け給食サービスの実施（新塩崎荘と合同）、施設周辺の清掃活動
	宿所提供施設	西新井栄荘	住民参加行事の実施
		淀橋荘	住民参加行事への参加
		小豆沢荘	住民参加行事への参加、地域開放室の利用開放
		千歳荘	住民参加行事への参加、施設周辺の清掃活動
		葛飾荘	地域開放室の利用開放、住民参加行事の実施
	宿泊所	綾瀬荘	住民参加行事への参加
		新幸荘	住民参加行事の実施（塩崎荘と合同）
	自立支援センター	新宿寮	施設及び公園周辺の清掃活動
	母子生活支援施設	のぞみ荘	住民参加行事の実施
	障害福祉サービス事業	みのり舎	住民参加行事への参加、施設周辺の清掃活動

３　事業団の運営管理

（１）内部管理事務

①　経常事務の効率化

・社会福祉法人の経常事務は、①法令等の定めによる定例事務、②国、都、特別区、福祉事務所、社会福祉協議会、各種加入団体、労働基準監督署、社会保険事務所等の関係機関との調整事務、③人事・給与・研修、労務・会計等の固有事務がある。経常事務は、複雑で多岐にわたるため、事務局と各施設との役割分担を明確にし、一部の事務処理を事務局で一括処理するなど、効率的で迅速な事務執行に努めていく。

②　内部経理監査・内部総務監査による統制

・内部経理監査と並行して、平成 29 年度から内部総務監査を実施し、施設における保存文書、個人情報や勤怠の管理等についての監査・指導を行った。２つの内部監査を通して、事務事業の適正な執行、内部統制の強化に努める。

・併せて、今後事業団に求められるガバナンスの強化、内部管理体制の整備、個人情報保護の徹底に向けて着実に取り組んでいく。この他、監事監査、東京都の指導検査、特人厚の財政援助団体監査を受け、事業運営の適正化に取り組む。

③　新人事評価制度の定着

・平成 28 年度に試行し平成 29 年度から本格実施に移した新人事評価制度は、事業団が目指す「総合的な人事管理」の要になるものである。この評価制度は、職員の申告と面接を通して、職員個人の育成・能力活用と評価に基づく昇給等への適正な反映を行って、職務満足度やモチベーションの向上を目指している。

・新人事評価制度を職場に定着させていくために、評価委員会による検証と評価者研修、被評価者研修を継続的に実施していく。

④　情報の発信、事例発表会の実施

・特別区の福祉主管部長及び福祉事務所長を対象にした施設見学会を、年度当初の５月・６月に実施し、施設現場に接する機会を数多く提供する。

・各福祉事務所のケースワーカーに向けた施設説明会については、３月中に年間説明計画表を配布し、福祉事務所が計画的に出席調整できるよう配慮していく。

・事業団の広報活動を担うホームページには、昨年度同様に毎月施設トピックスを掲載し、施設で実施している季節行事、所内作業の利用者の様子等、きめ細かく情報発信する。

・今年度も事例発表会を通じ、施設の利用者支援の現状を関係者に伝えていく。

（２）危機管理（リスクマネジメント）・労働安全

「より良質な施設サービス」を標榜する事業団は、法人のリスク管理の基本の第一に「事故を未然に防ぐこと」としている。万一発生した場合は「利用者第一」で速やかに対応し、その上で、被害を最小限に止める処置を行う。

①　災害対策・防犯対策

・平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災や平成 28 年４月の熊本地震を教訓に、全施設において事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定し、法人一斉防災訓練の実施や非常時参集職員名簿の整備等を行っている。毎年、BCP の見直しを行い、施設の実情に応じたより実用性の高い内容に改訂している。

・集中豪雨、ゲリラ豪雨が多発しており、水害・土砂災害等を想定した防災訓練も実施していく。

・平成 30 年１月の札幌「そしあるハイム」での火災を機に、様々な事態を想定した防火訓練・避難訓練を実施し、マニュアルの更新を図る。

・利用者の安否確認や施設の巡回、防犯カメラの活用等により、施設の安全確保を徹底する。

②　ハラスメント対策

・ハラスメント対策委員会を設置し、様々なハラスメントに対する相談受付やハラスメント防止研修の実施、啓発活動等を行っていく。平成 29 年度以降は、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等の各種ハラスメントに対しても相談窓口を拡げ、より働きやすい職場環境づくりに向けて取り組む。

③　労働安全衛生

・本事業団が独自に設置する安全衛生委員会を基軸とし、職員の定期健康診断の実施や事務室の作業環境測定を行い、職員の健康管理と職場環境の保持、あわせて、事故の未然防止を図ることとする。

④　次世代育成行動計画

・この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、心身の健康維持と職務意欲の向上を目指し、平成 27 年度から３年計画で研修、業務見直し、年休の取得促進等に取り組んできた。

・平成 30 年度は引き続き、年休取得促進や超勤時間削減等に向けた具体的な取組について検討していく。

第２　事業団運営施設等一覧

施設設置区分	種類		施設名	区分	利用者定員 世帯	利用者定員 人員	所在地
事業団設置	保護施設	更生施設	塩崎荘	男性単身	100	100	江東区
			小計		100	100	
特別区人事・厚生事務組合設置（受託施設等）	保護施設	更生施設	本木荘	男性単身	50	50	足立区
			けやき荘	女性単身	30	30	新宿区
			淀橋荘	男性単身	70	70	新宿区
			千駄ヶ谷荘	男性単身	60	60	渋谷区
			新塩崎荘	男性単身	100	100	江東区
			しのばず荘	男性単身	100	100	台東区
			小計		410	410	
		宿所提供施設	西新井栄荘	家族	27	95	足立区
				女性単身	5	5	
			淀橋荘	家族	27	54	新宿区
			小豆沢荘	家族	30	100	板橋区
				女性単身	15	15	
			千歳荘	家族	18	36	世田谷区
				女性単身	20	20	
			葛飾荘	家族	28	63	葛飾区
				女性単身	12	12	
			小計		182	400	
	宿泊所		新幸荘	家族	40	70	江東区
			綾瀬荘	家族	34	75	足立区
			小計		74	145	
	路上生活者対策事業	自立支援センター	新宿寮	緊急一時保護	25	25	新宿区
				施設支援	45	45	
				自立支援住宅	40	40	
				地域継続支援	—	—	
				巡回相談	—	—	
				居住支援	8	8	
			小計		118	118	
	合計				884	1,173	
事業団設置	母子生活支援施設		のぞみ荘	家族	20	—	
	障害福祉サービス事業		みのり舎（や）	自立訓練	6	6	新宿区
				就労継続支援	20	20	
				計画相談支援	—	—	
	合計				46	26	
総合計					930	1,199	

第３　受託等事業一覧

		施　設　名		定　員		平成30年度 利用目標		平成29年度 実績見込	
				通　所	訪　問	通　所	訪問	通　所	訪　問
施設機能の活用	保護施設通所事業	更生施設	塩崎荘	35	0	35	0	35	0
			本木荘	23	2	23	2	22	1
			けやき荘	14	1	14	1	14	1
			淀橋荘	33	2	33	2	24	1
			千駄ヶ谷荘	27	3	27	3	27	3
			新塩崎荘	35	5	35	5	28	3
			しのばず荘	35	5	35	5	30	10
		合　計		202	18	202	18	180	19
	アパート借上事業	施　設　名		室数（平成30年度目標）					
		更生施設	本木荘	4					
			けやき荘	2					
			千駄ヶ谷荘	4					
			しのばず荘	4					
	社会復帰促進事業	施　設　名		平成30年度 実施見込居室数		利　用　期　間			
		宿所提供施設 宿泊所	葛飾荘	5		6か月以内			
			新幸荘	5					
			綾瀬荘	4					
	緊急一時保護事業	宿所提供施設		全施設、利用期間3か月（3か月延長可）					
		宿泊所							
		更生施設（けやき荘）		定員1名、利用期間1か月（延長不可）					
	更生施設 緊急対応枠	本木荘	足立区、葛飾区、荒川区					定員・利用期間	
		淀橋荘	新宿区					1区1名 概ね1か月	
		千駄ヶ谷荘	渋谷区						
		新塩崎荘	北区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区						
		しのばず荘	台東区						

包括的施設支援事業	専門相談員・支援員派遣事業	心理相談員派遣事業	住宅相談員派遣事業	
		法律相談員派遣事業	職業相談員派遣事業	
		他言語支援員派遣事業		
	利用者支援事業	賃貸保証等契約支援事業	社会参加状況モニタリング（見守り）事業	
		緊急一時保育事業	緊急一時介助事業	
	研修事業			

実施区	事業名	定員	平成30年度利用目標	平成29年度実績見込
新宿区	地域生活安定促進事業	300	240	180
	宿泊所等入所者相談援助事業	50	70	60

実施区	事業名	定員	平成30年度利用目標	平成29年度実績見込
江東区	生活自立支援事業	―	115	125
	就労準備支援事業	60	70	80
	まなびサポート事業	―	―	―

第４　事業団組織図

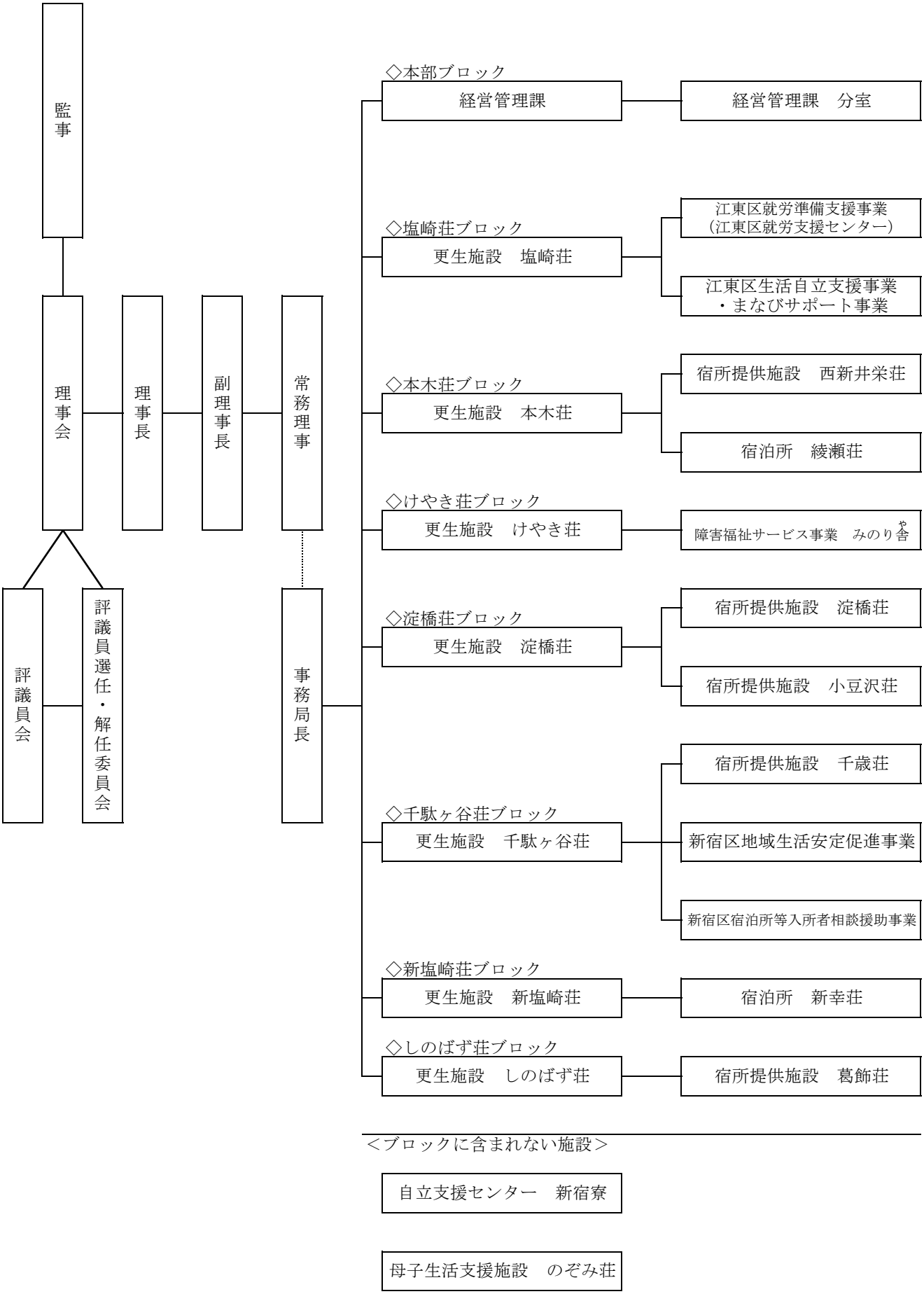
監事
理事会
理事長
副理事長
常務理事
評議員会
評議員選任・解任委員会
事務局長
◇本部ブロック
経営管理課
経営管理課　分室
◇塩崎荘ブロック
更生施設　塩崎荘
江東区就労準備支援事業（江東区就労支援センター）
江東区生活自立支援事業・まなびサポート事業
◇本木荘ブロック
更生施設　本木荘
宿所提供施設　西新井栄荘
宿泊所　綾瀬荘
◇けやき荘ブロック
更生施設　けやき荘
障害福祉サービス事業　みのり舎
◇淀橋荘ブロック
更生施設　淀橋荘
宿所提供施設　淀橋荘
宿所提供施設　小豆沢荘
◇千駄ヶ谷荘ブロック
更生施設　千駄ヶ谷荘
宿所提供施設　千歳荘
新宿区地域生活安定促進事業
新宿区宿泊所等入所者相談援助事業
◇新塩崎荘ブロック
更生施設　新塩崎荘
宿泊所　新幸荘
◇しのばず荘ブロック
更生施設　しのばず荘
宿所提供施設　葛飾荘
＜ブロックに含まれない施設＞
自立支援センター　新宿寮
母子生活支援施設　のぞみ荘

第５　平成３０年度職員配置計画

種別	施設名	平成３０年度																									平成２９年度			差引増△減数
		常勤職員配置計画※１										非常勤職員配置計画※２									パート職員			非常勤パート職員合計	３０年度計画合計	常勤職員計画数	非常勤・パート職員計画数	２９年度計画合計	
		事務局長	施設長等 課長級	施設長等 係長級	事務員	指導員	看護師	栄養士	業務員	通所事業	小計	生活相談員	生活相談員	専門相談員	通所事業	事務員	事務員	看護師・栄養士	業務員	小計	夜間相談員	作業員等	小計							
											A	週４	週３		週４	週４	週３	週４	週４	B			C	D＝B＋C	E＝A＋D	F	G	H＝F＋G	I＝E－H
本部	経営管理課　（※３）	1	1	3	6	4					15	5				1				6			0	6	21	14	6	20	1
	経営管理課分室			1	2						3			6		2				8			0	8	11	3	8	11	0
	小計	1	1	4	8	4	0	0	0	0	18	5	0	6	0	3	0	0	0	14	0	0	0	14	32	17	14	31	1
更生施設	本木荘		1	1	1	4	1	1		2	11				1					1	4		4	5	16	11	5	16	0
	けやき荘		1	1	1	3	1	1		2	10				1					1	7		7	8	18	10	8	18	0
	塩崎荘		1	1	2	5	1	2		2	14				1					1	4	1	5	6	20	14	6	20	0
	淀橋荘		1	1	1	4	1	1		2	11				1					1	4		4	5	16	11	5	16	0
	千駄ヶ谷荘		1	1	1	4	1	1		2	11			2	1					3	4		4	7	18	11	7	18	0
	新塩崎荘		1	1	1	5	1	1		2	12				1			1		2	4		4	6	18	12	6	18	0
	しのばず荘		1	1	1	5	1	1		2	12				1			1		2	4	1	5	7	19	12	6	18	1
	小計	0	7	7	8	30	7	8	0	14	81	0	0	2	7	0	0	2	0	11	31	2	33	44	125	81	43	124	1
宿所提供施設	西新井栄荘			1		2					3	1								1			0	1	4	3	1	4	0
	葛飾荘			1		2					3	1								1			0	1	4	3	1	4	0
	小豆沢荘			1		2					3	1								1			0	1	4	3	1	4	0
	千歳荘			1		2					3	1								1			0	1	4	3	1	4	0
	淀橋荘			1		3					4									0			0	0	4	4	0	4	0
	小計	0	0	5	0	11	0	0	0	0	16	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	20	16	4	20	0
宿泊所	高浜荘(平成29年12月閉鎖)										0									0			0	0	0	2	2	4	−4
	新幸荘			1							1	2								2			0	2	3	1	2	3	0
	綾瀬荘			1							1	2								2			0	2	3	1	2	3	0
	小計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	6	4	6	10	−4
路上生活者対策事業新宿寮			1	2	1	11					15	8								8	5	2	7	15	30	15	15	30	0
居住支援事業（モデル事業）						7					7									0			0	0	7	7	0	7	0
母子生活支援施設のぞみ荘			1	1	1	9					12	2								2			0	2	14	11	3	14	0
障害者自立支援事業みのり舎				1		5					6	1								1		1	1	2	8	5	4	9	−1
江東区就労準備支援事業				1		2					3	1								1		1	1	2	5	3	2	5	0
江東区まなびサポート事業											0	2								2			0	2	2	0	0	0	2
合　計		1	10	23	18	79	7	8	0	14	160	27	0	8	7	3	0	2	0	47	36	6	42	89	249	159	91	250	−1

※１　常勤職員には産休・育休代替職員、派遣職員を含む。　※２　非常勤職員には嘱託医は含まない。

※３　経営管理課に新宿区地域生活安定促進事業、新宿区宿泊所等入所者相談援助事業及び江東区生活自立支援事業の職員を含む